

避難行動要支援者対策担当

避難行動要支援者訪問等事業の実施について

災害時に自ら避難することが困難な方が、安全に避難し、又は自宅で安全に避難生活を送ることができるよう、災害時避難行動要支援者登録名簿（以下「名簿」といいます。）の情報提供に係る意思確認と個別避難計画（以下「計画」といいます。）の作成を進めるため、避難行動要支援者訪問等事業を実施します。

1 背景

区は、災害対策基本法に基づき、要介護3以上の認定を受けている高齢者や身体障害者手帳1級・2級の所持者など、災害時に自ら避難することが困難で支援を必要とする方を避難行動要支援者（以下「要支援者」といいます。）と定め、名簿を作成しています。この名簿は、災害時に地域で支え合うことができるよう、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の支援関係者へ提供するとともに、避難先や避難方法、避難支援を行う方などをあらかじめ定める要支援者ごとの計画の作成を進めています。

名簿情報の提供及び計画の作成には、要支援者本人の同意が必要であるため、これまでは郵送による意思確認を行ってきましたが、同意書が提出されず意思が確認できていない方が全体の約5割、計画の作成が完了している方は全体の約2割にとどまっています。

高齢や障害等により書類での回答が難しい方も多く、郵送による確認だけでは意思確認及び計画の作成が進みにくい状況があります。また、災害時には自宅で避難生活を送る方も多いと見込まれることから、平時からの備えの状況を確認し、必要な助言を行うことも重要です。

こうした状況を踏まえ、要支援者一人ひとりに直接働きかけ、名簿情報の提供に係る意思確認及び個別避難計画の作成等を進めるため、本事業を実施するものです。

2 事業の概要（フロー図は別紙参照）

（1）要支援者への意思確認の実施

郵送により事業を案内し、回答がない方には電話や訪問により働きかけて、名簿情報の提供及び計画の作成に係る要支援者の意思（同意又は不同意）を確認します。不同意とされた方には、その理由についても併せて確認します。

（2）計画の作成等

同意を得た方には、介護福祉士や社会福祉士等の福祉専門職が自宅を訪問し、心身の状況や世帯の状況、避難先や避難方法、避難支援を行う方などを要支援者本人と一緒に確認しながら、計画の作成又は更新を行います。

(3) 在宅避難に向けた助言等

訪問の際に、食料や水の備蓄、家具の転倒防止対策等の状況を確認し、自宅で安全に避難生活を送るための助言や、区の防災施策の紹介を行います。

3 対象者

名簿に登録されている区民 約3,600人

※ 名簿情報の提供及び計画の作成について意思確認ができていない方へ事業を案内するとともに、既に同意をいただいている方に対しても、計画の作成又は更新についてお知らせします。

※ 回答がない方には電話又は訪問により意思確認を行います。計画の作成又は更新は、同意を得た方を対象に実施します。

4 事業規模

28,930千円

※ 委託料（意思確認に係る事務、要支援者宅への訪問による計画の作成又は更新並びに在宅避難に向けた助言等に要する経費）

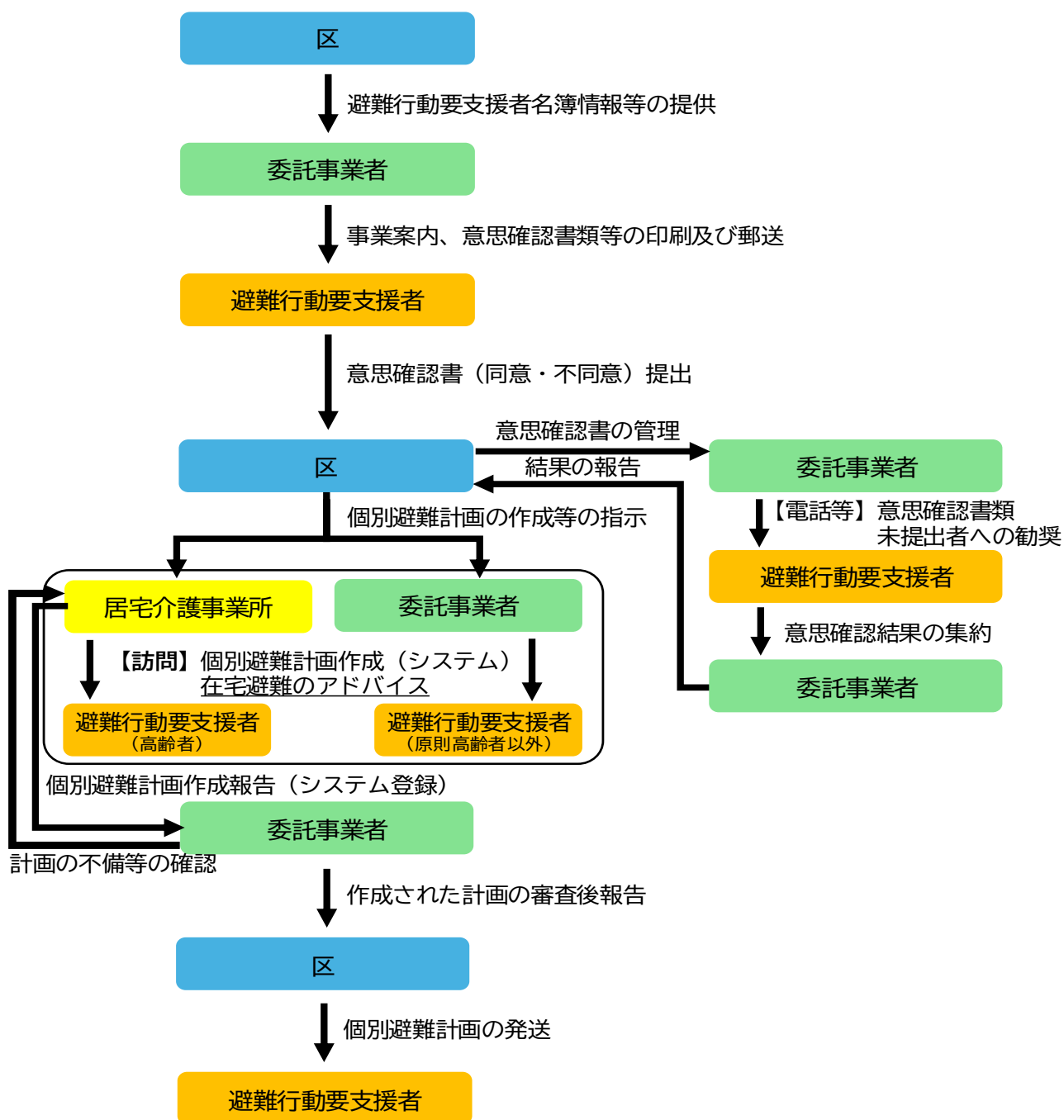
5 今後のスケジュール（予定）

令和8年 9月 要支援者への事業案内及び意思確認書類の発送

10月 要支援者宅への訪問等の開始

訪問等による意思確認、計画の作成又は更新及び在宅避難に向けた助言の実施

避難行動要支援者訪問等事業 フロー図



【在宅避難のアドバイス】
要支援者宅を訪問時に、防災対策・備蓄状況等を確認するとともに、各家庭に応じた家具転倒防止器具等の助成事業や食料品のローリングストックの紹介など、災害時に備えた安全対策や備蓄の必要性を周知